

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
H27.1.31	住居表示変更	変更前	郵便局	030350	三郷郵便局	-	埼玉県三郷市谷中14-9	-						-	
		変更後	郵便局	030350	三郷郵便局	-	埼玉県三郷市中央5-2-1	-						-	
H27.2.5	契約解除	変更前	営業所	537740	塩津簡易郵便局		島根県出雲市塩津町94				×			-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H27.2.14	住居表示変更	変更前	郵便局	553820	宇部中野郵便局	-	山口県宇部市東須恵710-3	-						-	
		変更後	郵便局	553820	宇部中野郵便局	-	山口県宇部市厚南中央6-4-11-1	-						-	
H27.2.21	住居表示変更	変更前	郵便局	741350	長者原郵便局	-	福岡県糟屋郡粕屋町長者原289-1	-						-	
		変更後	郵便局	741350	長者原郵便局	-	福岡県糟屋郡粕屋町長者原東2-2-1	-						-	
H27.3.1	業務変更	変更前	郵便局	057090	飯高簡易郵便局		千葉県匝瑳市飯高1681-13	-						-	
		変更後	営業所	057090	飯高簡易郵便局		千葉県匝瑳市飯高1681-13	-			×			-	
H27.3.1	業務変更	変更前	郵便局	317610	北川尻簡易郵便局		石川県羽咋郡宝達志水町北川尻3-22-1							-	
		変更後	営業所	317610	北川尻簡易郵便局		石川県羽咋郡宝達志水町北川尻3-22-1				×			-	
H27.3.1	住居表示変更	変更前	営業所	557580	下関高磯簡易郵便局		山口県下関市王司神田1-8-18	-			×			-	
		変更後	営業所	557580	下関高磯簡易郵便局		山口県下関市王司神田1-8-16	-			×			-	
H27.3.1	住居表示変更	変更前	営業所	557710	東厚保簡易郵便局		山口県美祢市東厚保町山中750-1				×			-	
		変更後	営業所	557710	東厚保簡易郵便局		山口県美祢市東厚保町山中横坂750-1				×			-	
H27.3.1	住居表示変更	変更前	営業所	767530	木ヶ津簡易郵便局		長崎県平戸市木ヶ津町1140-7				×			-	
		変更後	営業所	767530	木ヶ津簡易郵便局		長崎県平戸市木ヶ津町1140-6				×			-	
H27.3.1	住居表示変更	変更前	営業所	767920	泉簡易郵便局		長崎県対馬市上対馬町泉1371-1				×			-	
		変更後	営業所	767920	泉簡易郵便局		長崎県対馬市上対馬町泉1371-3				×			-	

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
H27.3.30	移転	変更前	郵便局	721170	大貞郵便局	-	大分県中津市大貞今井野327-1	-						-	
		変更後	郵便局	721170	大貞郵便局	-	大分県中津市大貞今井野322-18	-						-	
H27.3.30	改称	変更前	郵便局	821870	いわき中央台東郵便局	-	福島県いわき市中央台高久2-11-1	-						-	
		変更後	郵便局	821870	中央台東郵便局	-	福島県いわき市中央台高久2-11-1	-						-	
H27.3.30	移転	変更前	郵便局	903180	札幌北二十三条郵便局	-	北海道札幌市北区北22条西4-1-17	-						-	
		変更後	郵便局	903180	札幌北二十三条郵便局	-	北海道札幌市北区北23条西5-1-1	-						-	
H27.3.30	移転	変更前	郵便局	930300	瑛瑠瑠郵便局	-	北海道根室市瑛瑠瑠1-49-1							-	
		変更後	郵便局	930300	瑛瑠瑠郵便局	-	北海道根室市瑛瑠瑠1-43-1							-	

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「 」を記入すること。

3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「 」を記入すること。

4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「 」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。